
横浜市立大学の未来を考える

『カメラ通信』第47号

2007年2月17日(不定期刊メールマガジン)

Camellia News No. 47, by the Committee for Concerned YCU Scholars

横浜市立脳血管医療センター医療過誤裁判傍聴記

——市は犯罪者に加担せず市民の立場に立て——

横浜市立大学国際総合科学部

一楽重雄

去る1月17日に横浜地裁で亀田さんの民事裁判の公判が開かれた。亀田さん事件は、松岡先生が告発したことで、それに対する報復と思われる行政事務職への異動が発令された、その元となった医療過誤事件である。この件は横浜市が医療ミスであることを認めて、担当した医師やその上司を処分したものであったにもかかわらず、損害賠償の民事裁判においては医療ミスであること自身を否定しているものである。中田市長はその理由として「被害者が法外な要求をしているから」と言っているが、これは信じられない。被害者の損害賠償の要求の内容によって医療ミスであるかどうかが変わるなどということは、いったいどういう論理なのであろうか。

この事件に対しての横浜市の対応は、これが行政のすることかというほど卑劣である。今回の裁判の証言で明白になったことは、松岡先生はいわゆる内部告発を行ったのであって、横浜市は松岡先生を公益通報者として保護しなければならないのに、それどころか行政事務への異動という重大ないやがらせを行ったのである。これは公益通報者保護法の精神に真っ向から対立することである。行政を監視すべき市会、市議員にも責任がある。こんな恐ろしい行政を市議員は支持しているのだろうか、恐らくは、事実関係を十分に知らないのではないだろうか。

この事件の特徴は「医療ミス」というような言葉で表されるような生易しいものではなかったということにある。「ミス」という言葉は、善意だったがちょっとした失敗があった、というニュアンスに聞こえる。この事件では術者の技量が足りなくミスをしたのは確かであるが、実はそれだけではない。元々する必要のない手術、それも危険な手術をしたこと、そして、手術にあたっての正当な手続きもまったくなされていないことが、今回の公判で明らかになったのである。

では、以下、今回の証人に立たれた松岡先生の証言を簡単にまとめてみよう。

1. 手術の必要性がなかったこと

センターでは、**緊急手術を行う基準のひとつとして、意識レベルがJCS 30以上が要件**とされていた。カルテによると、亀田さんの意識レベルは20以下であった。しかも、手術直前には、家族と会話をしており、意識レベルは2であった。(意識レベルを表すこの数値は、小さいほど意識状態がよい。)

血圧降下剤と抗脳浮腫薬の投与の効果があり、CTでも脳ヘルニアの所見がないこと。診

断時の麻痺の状態やCTの所見などから総合的に判断して、保存的治療によっても、運動障害や片麻痺などの後遺症が残るものの、言語機能などへの後遺症はほとんど考えられない状態であり、生命の危険性もほとんど考えられない状態であった。

また、仮に、意識レベルが30以上になった場合を考えても、通常の開頭血腫除去術による手術を行うべきであった。経験がまったくない内視鏡による手術をすべきではなかった。

2. 手術はルールに違反して行われたこと。

術者がまったく経験のない「内視鏡下血腫除去術」という手術を行うにあたっては、事前に倫理委員会の承認が必要とされていたが、委員会にかけていなかった。治療方針を決めるモーニングカンファレンスにもかけていなかった。くも膜下出血以外の場合には、神経内科と脳外科と相談の上で手術を行っていたが、神経内科と連絡を取らずに手術を行った。

1. 衛生局が事件の隠蔽をはかったこと

防衛大学の石原先生から「青戸病院と同じと思われる」という文言を含んだ意見書が提出されたが、山本センター長は衛生局からの指示によって、この部分を削除するように石原先生に依頼したこと。その結果、その部分を削除した意見書が提出されたこと。

この事件を問題とした7月の診療科会議の議事録の作成を管理部が拒否したこと。山本センター長の「自分は本当は早く公表して謝罪したかったのだが・・・」という発言の記載を中川管理部長が「絶対駄目」と拒否したこと。

2. この証言を前にして、横浜市が松岡先生に圧力をかけてきたこと。

人事委員会に提出した証拠に関連して佐々木健康福祉局長から顛末書の提出を求められた。その文書中に処分をほのめかすような文言があり、この裁判での証言をさせないようにとの圧力だと感じたこと。

横浜市の代理人は、のっけから自分は素人だからと弁解して始まった。確かに、弁護士は医療には素人であろう。しかし、代理人である以上、きちんと勉強してもらわなければ困る。それはともかく、横浜市の代理人の反対尋問は、手術をする根拠があったということなどをなんとか示そうとしている努力は分かったが、それはまったく成功しないものだった。それも当然のことながら、新しい手術方法を取る必要に関しては何もいえなかった。また、ルールに違反していたということについても何の反対尋問もできなかった。個室の病室の必要性があるかという点は、賠償額の算定に関係するからであろう、かなりの尋問を行っていた。

上にまとめた以外にも衝撃的な内容の証言があった。たとえば、術後の脳の損傷は通常の手術では考えられないものであったこと。すなわち、いろいろな箇所から出血していたこと。仮に手術を行っていなければ、このようなことはまったく考えられないこと。このような証言を聞いて、私の胸には本当に怒りがこみあげた。

横浜市は一刻も早く被害者と市民の立場にたった行政に方向転換を行ってほしい。医療過誤を起こした非道な医師の側に立って市民をないがしろにしたところで、横浜市にも市長にもなんのプラスもないことを早く悟るべきである。 (以上)

編集発行人: 矢吹晋(元教員) 連絡先: yabuki@ca2.so-net.ne.jp
